

小牧市北部学校給食センター及び小牧市南部学校給食センターにおける調理業務並びに学校配膳業務委託プロポーザル実施結果

1. 審査結果

技術的に最適な者	メーキュー株式会社
次点者	株式会社 ジーエスエフ

2. 審査日程

区 分	項 目	日 程
第1回審査会	提案書の評価基準	令和元年7月1日
	提案書提出要請者の選定	令和元年7月1日
	提出要請者の意思確認	令和元年7月24日
	質問受付	令和元年7月26日午後4時
	質問の回答	令和元年8月2日
	提案書提出期限	令和元年8月16日午後4時
第2回審査会	提案プレゼンテーション 及びヒアリング・審査	令和元年10月1日
	結果発表（公表・通知）	令和元年10月18日

3. 評価基準

評 価 項 目
(1) 業務経歴等（会社概要、営業所規模、業務実績）
(2) 業務担当体制
(3) 業務実施方針
(4) 本業務への提案、意見①要員体制
(4) 本業務への提案、意見②衛生管理
(4) 本業務への提案、意見③従事者等の研修・講習計画
(5) 委託業務請負概算金額

4. 審査経過

《第1回審査会》（令和元年7月1日）

提案書の評価基準及び提案書提出要請者の選定について審議し、評価基準及び提案書提出要請者8者を決定した。

《第2回審査会》（令和元年10月1日）

提案書提出の意思を表明した下記の3者を対象に、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、技術的に最適な者及び次点者を特定した。

提案書提出者名
株式会社ジーエスエフ
メーキュー株式会社
株式会社魚国総本社

5. 総評

本業務は、学校給食法及び関係法令、また、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」ならびに、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」など詳細な衛生管理をはじめ、学校給食調理業務や学校配膳業務を受託するためには厳しい関係法令、基準を遵守しなければなりません。また、学校給食は、安全・安心が第一である中、給食が確実に児童生徒へ提供できるものでなければなりません。

学校給食は、一般調理と異なり、個人一人ひとりを対象にした食事ではなく、北部学校給食センター及び南部学校給食センター管内の小中学校児童生徒等約10,300人を対象にした大量調理であり、各種食中毒は、絶対に起こしてはならないということを念頭に実施されるべきものです。

また、異物混入など児童生徒に直接影響のあるトラブルは、絶対に回避すべく、責任が非常に重い業務でもあります。よって児童生徒が安心して安全な給食を食べることができるようにすることが最も求められるものであり、そのうえで文部科学省が定める栄養基準に基づいた献立でなければなりません。

本業務受託者は、前述の内容を十分認識し、日々の給食を安定して、確

実に提供することが最も重要であるため、そのためには、どのような業務提案内容であるかが、大きな評価となるものです。

○ 技術的に最適な者

要求項目に対する提案内容は各項目において必要要件が満たされており、安全な調理業務、衛生管理対応でのノロウイルスに対する感染予防としてリアルタイム PCR 法による高感度検査等、衛生対策の徹底により安心して学校給食の提供が受けられると判断され、技術的に最適な者として特定した。

○ 次点者

要求項目に対する提案内容は各項目において必要要件が満たされており、安全な調理業務のほか、特に業務のチェック体制 PDCA サイクルの徹底などは高く評価できますが、総合的に一步及ばず、次点者となった。